



宮 崎 県 公 報

平成25年10月31日 (木曜日) 第 2536 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3
- 民有林の保安林の指定の解除予定…………… (“) 3
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について (2件) …………… (“) 3
- 鳥獣保護区の更新 (10件) …………… (“) 3
- 特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定…………… (“) 6

- 公有水面埋立ての免許…………… (漁村振興課) 6
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 7
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 7
- 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の
業務停止の命令…………… (建築住宅課) 8

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解
散の届出…………… 8
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 11
- 資金管理団体の指定及び届出事項の異動並びに
指定取消の届出…………… 15
- 平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨の一
部訂正…………… 16
- 平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨の一
部訂正 (3件) …………… 16

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年宮崎県規則第52号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第2条の2関係) 〔略〕 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)・(2) 〔略〕 (3) すず、鋳物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患 (4)~(9) 〔略〕 〔略〕 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)~(5) 〔略〕 (6)~(9) 〔略〕	別表第1 (第2条の2関係) 〔略〕 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)・(2) 〔略〕 (3) すず、鋳物油、うるし、 <u>テレピン油</u> 、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患 (4)~(9) 〔略〕 〔略〕 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)~(5) 〔略〕 (6) <u>ベリリウム</u> にさらされる業務に従事したため生じた肺がん (7)~(10) 〔略〕 (11) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事した

<p>(10)・(11) [略]</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 [略]</p>	<p>ため生じた胆管がん</p> <p>(12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</p> <p>(13)・(14) [略]</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成25年10月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 630号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
むさし薬局	西諸県郡高原町大字西麓 173番地 1	平成25年10月 1 日

宮崎県告示第 631号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ワタキュー薬局 国富店	東諸県郡国富町大字岩知野 756番地 3

2 届出事項

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-57	映画	KILLERS	日活 <日活>	平成25年10月22日
25 -58	映画	痴漢電車 いけない夢旅行	竹洞組 <オーピー映画>	
25 -59	映画	真夜中の不倫妻	関根組 <オーピー映画>	
25 -60	映画	快樂民宿 濡れハメ紀行	竹洞組 <大蔵映画>	

指定医療機関の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
ワタキュー薬局 国富店	フロンティア薬局 国富店	平成25年10月 1 日

宮崎県告示第 632号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
河村医院	都城市梅北町 11829番地	平成25年 9 月30日
山田医院	都城市山田町中霧島3156番地	平成25年 9 月30日
きりしま薬局	都城市山田町中霧島3153番地10	平成25年 9 月30日

宮崎県告示第 633号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

り、同所より同市道を北西に進み市道第 2 石田橋線との交点に至り、同所より同市道を北に進み延岡南道路との交点に至り、同所より同道路を北東に進み J R 日豊線との交点に至り、同所より同本線を北に進み南延岡駅、延岡駅を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査により、当該区域における生息状況の把握に努める。また、定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第 639号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第 486号で指定した妙見鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

妙見鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

延岡市土々呂町4丁目に所在する県道遠見半島線の妙見橋西詰めを起点とし、同所より同県道を東に進み、市道妙見入江巡回線との交点に至り、同所より同市道を南に妙見入江沿いに進み土々呂庵川線の交点に至り、同所より市道妙見入江巡回線を北へ 200メートル進み、同所より海岸線を西へ進み市道櫛津5号線の交点に至り、同市道を東北へ進み市道妙見入江巡回線の交点に至り、同所より妙見入江の第2妙見護岸を北へ進み浦上川河口右岸に至り、同所より同川河口左岸に渡り、同所より第1妙見護岸を東北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第 640号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 839号で指定した青鹿鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

青鹿鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

児湯郡川南町大字川南字北原篠原橋の西詰を起点として、篠原川を北西に進み町道銀座・大内線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み通称掛迫農道との接点に至り、同所より同農道を北東に進み掛迫神社を経て通称掛迫谷を北に上がり町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み川南遊学の森県有林の境界線に至り、同所より同境界線を西に進み、川南尾鈴国有林1051林班の防火線に至り、同所より同防火線を北に進み県道尾鈴川南停車場線との接点に至り、同所より同県道を東に進

み町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を南西に進み村上町有林入り口に至り、同所より山道を 300メートル進み町宮牧場境界線に至り、同所より同境界線を南に進み町道銀座・大内線との接点に至り、同所より同町道を西に進み、町道掛迫・旭ヶ丘線との交点に至り、同所より同町道を南に進み町道市納・旭ヶ丘線との接点に至り、同所より同町道を南に進み町道登り口・旭ヶ丘線の接点に至り、同所より同町道を東に進み町道弥次郎橋・登り口線との交点に至り、同所より同町道を南に進み県道都農綾線との接点に至り、同所より同県道を南西に進み町道市棚・大内線との接点に至り、同所より同町道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 641号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第 487号で指定した新田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

新田鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

児湯郡新富町大字新田字新田新町の県道宮崎高鍋線と県道荒武新富線との交点を起点として、同所より県道荒武新富線を西に進み町道佐土原・木城線との交点に至り、同所より町道麓・新田原一号線を北西に進み町道麓・新田原二号線との交点に至り、同所より町道麓・新田原二号線を北に進み航空自衛隊新田原基地の境界索に至り、同所より同境界索を東に進み県道宮崎高鍋線との交点に至り、同所より右折して同県道を南に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 642号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第 489号で指定した恩賜県有林鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

恩賜県有林鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市大字南方に所在する地域森林計画西都市第 177林班から179林班まで、281林班及び 282林班の区域並びに同地区と一ツ

瀬川左岸に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 643号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第491号で指定した綾県有林鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

綾県有林鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

綾町大字南俣の県道宮崎・須木線第2南俣橋北詰を起点とし、同所よりスタオ谷を南西に進み稜線に至り、同所より稜線を西に進み三角点(509メートル)に至り、同所より稜線を西に約3キロメートル進み小林市との境界に至り、同所より市町界を北に約3.5キロメートル進み本庄川右岸に至り、同所より同右岸を下流に進みスタオ谷との合流点に至り、同所より同谷を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は、国立公園区域であり公共施設も存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 644号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第490号で指定した佐土原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

佐土原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市佐土原町大字下田島の国道10号線と市道松小路江原1号線との交点を起点とし、同市道を西に進み市道松小路江原2号線、市道松小路江原3号線を経て国道219号線に至り、同所より同国道を北に約1.9キロメートル進み市道新町東野久尾線との交点に至り、同所より同市道を北に進み市道今坂東十線との交点に至り、同所より同市道を東に進み市道八日町線との交点に至り、同所より同市道を東に進み県道宮崎・高鍋線との交点に至り、同県道を東に約300メートル進み市道宝塔山公園線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道田中3号線との交点に至り、同所より同市道を東に進み県道宮本・新町線との交点に至り、同所より同県道を東に約3.2キロメートル進み市道野下線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道光ヶ丘梅野通線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み市道松小路江原1号線との交点

に至り、同所より同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は、森林資源等を活かした遊興施設が広範囲を占めていることから、引き続き関係機関等と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 645号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第492号で指定した大平山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

大平山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

小林市野尻町に所在する七郎山山頂付近を起点として、旧野尻町と旧須木村の境界の稜線を南東へ進んだ後、県有林と国有林の境界を南及び南東へ進み市道肥前田・勝負線に至り、同所から南東へ進み青木川に至り、同所から同県有林の東端を南に進み国道268号と市道石瀬戸大平山線との交点に至り、同所から同国道沿いに約100メートル進み、同所から市道石瀬戸大平山線沿いに同県有林の南端沿いを南西へ進み同県有林の南端に至り、同所から同県有林と民有地の境界を北へ進み青木川に至り、同所から同県有林と民有地の境界を北及び北西へ進み再び市道肥前田・勝負線に至り、同所から同市道の北側を北西に進み勝負谷川に至り、同所から同県有林と民有地の境界を北西に進み再び同県有林と庄府国有林3123林班との境界に至り、同所から同国有林の南端を北西へ進み、同林班の最西端に至り、同所から同林班の西端を北へ進み旧野尻町と旧須木村の境界に至り、同所から同境界を南東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 646号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第493号で指定した日南ダム鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

日南ダム鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市大字酒谷甲字名尾に所在する国道222号と地区公園(石原橋)との交点を起点とし、同所から同国道を北北西に進み長谷橋、権現津留橋を経て酒谷川左岸(陣之尾橋東詰)との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み国道222号との交点(深瀬橋西詰)に至り、同所から同国道を西に進み、市道小布瀬向津留線

との交点に至り、同所から南西に進み酒谷川右岸との交点（小布瀬橋西詰）に至り、同所から同川右岸を東に進み、国道 222号線との交点（深瀬橋東詰）に至り、同所から旧国道を経て酒谷川右岸の交点（旧陣之尾橋西詰）に至り、同所から同川右岸遊歩道を東に進み、林道権現津留線を経て日南ダム右岸側交点に至り、同所から北北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

宮崎県告示第 647号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第 494号で指定した広渡ダム鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

広渡ダム鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市北郷町北河内に所在する広渡ダム左岸側のダム管理道と県道都城北郷線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み板谷橋東詰に至り、同所から旧軌道を北東に進み、宮崎南部森林管理署板谷国有林95林班ろ小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み広渡川右岸との交点に至り、同所から県道都城北郷線との交点（板谷橋西詰）を経て市道築地線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み広渡川右岸（旧県道板谷橋西詰）に至り、同所から南に進み樋の谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同川上流端（治山ダム）左岸に至り、同所から治山ダムを渡り右岸作業道に至り、同所から同作業道を南東に進み市道北河内割岩線との交点（槻之河内橋西詰）に至り、同所から同市道を南西に進み槻之河内川左岸（砂防ダム）に至り、同所からダムを渡り同川右岸に至り、同所から同川右岸を北東に進み、市道桜橋線との交点を経て市道槻之河内線を北東に進み、広渡ダム右岸側交点に至り、同所からダム管理道を北北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

宮崎県告示第 648号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

差木野特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

国道10号線沿いの旭化成揚水機場を起点とし、同所より東に進み北川左岸に渡河し堤防との交点に至り、同所よりさらに東に進み市道須佐南北線と市道須佐東西3号線との交点に至り、同所より市道須佐南北線を南に進み市道川島須佐線との交点に至り、同所より市道川島須佐線を南に進み堤防との交点に至り、同所より同堤防を下流に進み国道 388号線に架かる川島橋との交点に至り、同所より同橋を渡り北川右岸に至り、同所より同川右岸に沿って上流に進み大峽谷川との交点に至り、同所より同国道を北に進み国道10号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

宮崎県告示第 649号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 免許の年月日及び番号

平成25年10月9日

シレイ 26755-1442

2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日南市南郷町中村字狼鼻乙4614番16の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地 点 の 位 置
①の地点	目井津漁港南沖防波堤灯台（北緯31度32分38秒6、東経 131度23分43秒5（以下「基点」という。））から 245度13分22秒715.90mの地点
②の地点	①の地点から 302度23分11秒 21.01mの地点
③の地点	②の地点から 30度26分35秒 57.00mの地点
④の地点	③の地点から 120度26分35秒 20.95mの地点

(3) 面積

1,203.08㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日南市南郷町中村字狼鼻乙4614番16及び乙4614番17の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地点の位置		
①の地点	基点から	245度13分22秒	715.90mの地点
②の地点	①の地点から	302度23分11秒	94.06mの地点
③の地点	②の地点から	302度22分25秒	77.25mの地点
④の地点	③の地点から	30度26分35秒	344.81mの地点
⑤の地点	④の地点から	120度26分35秒	180.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	210度26分35秒	350.64mの地点

(3) 面積

62,616.89㎡

- 5 埋立地の用途
漁港施設用地

宮崎県告示第650号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年10月31日から平成25年11月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
45	県道	御池都城線	都城市山田町中霧島字北屋敷2938番3地先から同市同町中霧島同字2953番1地先まで	旧	11.2~21.8	144.4
				新	12.7~21.8	144.4

宮崎県告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年10月31日から平成25年11月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市山田町中霧島字北屋敷2938番3地先から同市同町中霧島同字2953番1地	平成25年10月31日

先まで

宮崎県告示第652号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年10月31日から平成25年11月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
48	県道	市木串間線	串間市大字秋山字大字戸1983番7地先から同市同大字字牧内2777番4地先まで	平成25年10月31日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス吉村店
宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内(64街区1 外)
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
昭和リース株式会社 代表取締役 土屋明正
東京都文京区後楽一丁目4番14号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年6月17日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,516㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物北側(駐車場No.1) 61台
建物敷地東側(駐車場No.2) 44台
合計 105台
 - 駐輪場の位置及び収容台数

- 建物北側 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 65㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側（廃棄物保管施設No.1） 12.85㎡
建物内南側（廃棄物保管施設No.2） 14.09㎡
合計 26.94㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで（駐車場No.1）
午前8時30分から午後10時まで（駐車場No.2）
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側、西側及び東側（駐車場No.1）
2箇所 建物敷地東側駐車場西側及び南側（駐車場No.2）
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年10月16日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成25年10月31日から平成26年2月28日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
- 1 設立届
 - 政党の支部
 - (イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
生活の党宮崎県第1区総支部	外山 斎	上野 一八	宮崎市松橋1丁目16-11カ ルナコート1F	衆議院議員	○	平成25年 2月22日

- その他の政治団体
 - (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
八代会	宮永 芳憲	川越 満明	東諸県郡国富町大字伊左生 216-2	平成25年2月5日
渡辺静男後援会	渡辺 京子	井上 雅之	東諸県郡国富町大字木脇4967番地	平成25年2月8日
宮田孝夫後援会	宮川 久	寺原 好紀	東諸県郡国富町大字木脇1911番地	平成25年2月14日
日南を動かす会	吉田 徳孝	谷口 高二	日南市大字吉野方 726-2	平成25年3月5日

- 2 異動届
 - 政党の支部

平成25年10月31日から平成26年2月28日まで

11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
 - (1) 免許証番号 宮崎県知事(2)第4518号
 - (2) 商号又は名称 株式会社ドルフィン
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 大田川 洋子
 - (4) 主たる事務所の所在地 日南市吾田西1-12-24-1
- 2 処分した年月日
平成25年10月22日
- 3 処分の内容
業務停止7日間
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第35条第1項

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
民主党宮崎県総支部連合会	代 表 者 の 氏 名	田 口 雄 二	川 村 秀 三 郎	平成25年1月8日
	会 計 責 任 者 の 氏 名	渡 辺 創	田 口 雄 二	
自由民主党宮崎県宮崎市第二支部	主たる事務所の所在地	宮崎市宮田町3-34一文 字ビル 201号	宮崎市中央通3-51東京 庵ビル4階	平成25年1月11日
自由民主党宮崎県衆議院支部	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1-8-24テ ルスビル3-A	宮崎市松橋1-17-1	平成25年1月25日
自由民主党宮崎県日向市第二支部	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺1207- 1	日向市大字財光寺1106	平成25年3月21日
自由民主党宮崎県港湾支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	野 田 和 彦	岩 切 勇 男	平成25年3月22日
民主党宮崎県第1区総支部	代 表 者 の 氏 名	田 口 雄 二	川 村 秀 三 郎	平成25年3月22日
	会 計 責 任 者 の 氏 名	川 村 秀 三 郎	木 下 親 幸	
	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1 号に係る国会議員関係政 治団体	
	(公職の種類)		衆 議 院 議 員	
民主党宮崎県第2区総支部	代 表 者 の 氏 名	田 口 雄 二	道 休 誠 一 郎	平成25年3月22日
	会 計 責 任 者 の 氏 名	道 休 誠 一 郎	田 口 雄 二	
	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1 号に係る国会議員関係政 治団体	
	(公職の種類)		衆 議 院 議 員	
自由民主党宮崎県薬剤師支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	福 森 一 真	野 中 弘 幸	平成25年3月26日
自由民主党宮崎県医療会支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	吉 田 建 世	佐 藤 雄 一	平成25年3月26日
自由民主党宮崎県建設業協会支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	樫 村 晃 弘	本 田 久 之 輔	平成25年3月26日
自由民主党川南町支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	小 山 哲 也	黒 木 松	平成25年3月29日
社会民主党宮崎県連合	代 表 者 の 氏 名	太 田 清 海	鳥 飼 謙 二	平成25年3月29日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
清山会	主たる事務所の所在地	宮崎市宮田町3-34一文 字ビル 201号	宮崎市中央通3-51東京 庵ビル4階	平成25年1月11日
清山とものり後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市宮田町3-34一文 字ビル 201号	宮崎市中央通3-51東京 庵ビル4階	平成25年1月11日
宮崎県家畜商政治連盟	代 表 者 の 氏 名	陶 山 清 詩	別 府 利 春	平成25年1月15日
国民の生活が第一宮崎県参議院 選挙区第1総支部	政 治 団 体 の 区 分	そ の 他 の 政 治 団 体	政 党 の 支 部	平成25年1月15日
	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係団体以外の 政治団体	法第19条の7第1項第1 号に係る国会議員関係政 治団体	
	(公職の種類)		参 議 院 議 員	
上杉光弘後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1-8-24テ ルスビル3-A	宮崎市松橋1-17-1	平成25年1月21日
一ノ瀬良尚後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	野 辺 三 保 子	原 田 富 雄	平成25年1月29日
未来総合研究会	国会議員関係政治団体の 区分	法第19条の7第1項第1 号に係る国会議員関係政 治団体かつ法第19条の7 第1項第2号に係る国会 議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	平成25年2月8日

	(公職の種類)	参議院議員		
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	長峯 誠、参議院議員		
日高ひろゆき後援会	代表者の氏名	日 高 博 之	鮫 島 純 治	平成25年2月13日
尾畑英幸後援会	代表者の氏名	富 井 審 示	鍋 島 武	平成25年2月20日
外山いつき応援隊	公職の候補者の氏名及び公職の種類	外山 斎、衆議院議員	外山 斎、参議院議員	平成25年2月22日
いつきの会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成25年2月22日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	外山 斎、衆議院議員	外山 斎、参議院議員	
国際勝共連合宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市大字田吉1280-2	宮崎市城ヶ崎4-5-6 ストックマンション 202	平成25年3月4日
全国林業政治連盟宮崎県支部	会計責任者の氏名	田 之 上 裕 明	上 米 良 真	平成25年3月5日
岩井はじめ後援会	代表者の氏名	渡 部 義 男	岩 井 一	平成25年3月11日
斉藤了介後援会「青雲会」	主たる事務所の所在地	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	宮崎市月見ヶ丘5丁目5番11号	平成25年3月19日
斉藤了介を育てる会	主たる事務所の所在地	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	宮崎市月見ヶ丘5丁目5番11号	平成25年3月19日
新生みやざきを創る会	主たる事務所の所在地	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	宮崎市月見ヶ丘5丁目5番11号	平成25年3月19日
十屋幸平後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺1207-1	日向市大字財光寺1106	平成25年3月21日
長峯基葉剤師後援会	会計責任者の氏名	福 森 一 真	野 中 弘 幸	平成25年3月26日
宮崎県薬剤師連盟	会計責任者の氏名	福 森 一 真	野 中 弘 幸	平成25年3月26日
宮崎県藤井基之薬剤師後援会	会計責任者の氏名	福 森 一 真	野 中 弘 幸	平成25年3月26日
西島英利宮崎県後援会	会計責任者の氏名	吉 田 建 世	佐 藤 雄 一	平成25年3月26日
宮崎県医師連盟	会計責任者の氏名	吉 田 建 世	佐 藤 雄 一	平成25年3月26日
宮崎県建設業政治連盟	会計責任者の氏名	樫 村 晃 弘	本 田 久 之 輔	平成25年3月26日
有田たつじ後援会	代表者の氏名	有 田 雄 二	畑 中 哲 弥	平成25年3月27日
国民の生活が第一宮崎県総支部連合会	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部	平成25年3月29日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
	(公職の種類)		参議院議員	
山下博三後援会	代表者の氏名	水 久 保 裕	石 井 道 雄	平成25年3月29日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
長瀬道大を育てる会	後 藤 廣 久	赤 川 勲一郎	小林市野尻町紙屋 839	平成25年1月15日
宮崎県水落敏栄後援会	藤 安 澄 夫	伊 波 則 男	宮崎市末広1丁目5番19号	平成25年1月28日
大庭隆昭後援会	大 庭 純 夫	中 村 康 生	児湯郡高鍋町大字持田1626番地1	平成25年2月1日
今村東郷後援会	今 村 東 郷	今 村 絹 代	東諸県郡国富町大字八代南俣3848-1	平成25年2月5日
松村秀利後援会	新 名 照 幸	津久江 清 一	宮崎市城ヶ崎3丁目11-5	平成25年2月8日
阿萬誠郎氏を応援する会	阿 萬 誠 郎	阿 萬 誠 郎	児湯郡新富町大字新田6236-1	平成25年2月25日
ふる里美政会	川 口 美記夫	川 口 美記夫	宮崎市青島6-14-21	平成25年3月12日

宮 崎 県 公 報

平成 25 年 10 月 31 日（木曜日） 第 2536 号

川口みきお後援会	川 口 美記夫	川 口 美記夫	宮崎市青島 6-14-21	平成25年 3 月12日
齊藤良光後援会	中 森 正 巳	齊 藤 久見代	東諸県郡国富町大字八代南俣 741	平成25年 3 月14日
くませがわ大後援会	熊瀬川 大	平 野 均	宮崎市大字浮田3111- 3	平成25年 3 月15日
うえはら勇後援会	甲 斐 政 夫	松 木 優	日向市原町 3 丁目 5 番13号	平成25年 3 月21日
向輝会	上 原 勇	松 木 優	日向市原町 3 丁目 5 番13号	平成25年 3 月21日
輝く日向をつくる会	甲 斐 政 夫	松 木 優	日向市原町 3 丁目 5 番13号	平成25年 3 月21日
中村まもる後援会	宮 川 秀 法	押 川 聡 昭	児湯郡川南町大字川南 13666- 3	平成25年 3 月26日
河野順後援会	河 野 順	河 野 順	宮崎市小松台東 3 丁目 8- 9	平成25年 3 月27日
国民の生活が第一宮崎県総支部連 合会	外 山 齋	上 野 一 八	宮崎市松橋 1 丁目16-11カルナコー ト 1 F	平成25年 3 月29日
国民の生活が第一宮崎県参議院選 挙区第 1 総支部	外 山 齋	上 野 一 八	宮崎市松橋 1 丁目16-11カルナコー ト 1 F	平成25年 3 月29日
田邊貴博後援会	田 邊 貴 博	若 松 耕 次	都城市鷹尾 4 丁目 9-35	平成25年 3 月29日
新しい都農をつくる会	田 尻 徳 明	河 野 登美子	児湯郡都農町大字川北4954	平成25年 3 月29日
松岡のぶひろを支える会	白 川 裕 子	松 岡 由起子	児湯郡高鍋町大字南高鍋6710- 1	平成25年 3 月29日
かわぐち吉弘後援会	下 田 一 志	河 口 勢津子	東臼杵郡椎葉村大字松尾1347番地	平成25年 3 月29日

宮崎県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

（ その他の政治団体 ）

政治団体の名称 長瀬道大を育てる会

報告年月日 平成25年 1 月10日

（平成24年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	15,631円
ア 前年繰越額	15,631円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	10,000円

2 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	10,000円
ア) 人件費	10,000円
合 計	10,000円

政治団体の名称 宮崎県水落敏栄後援会

報告年月日 平成25年 1 月28日

（平成24年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	566,014円
ア 前年繰越額	565,889円
イ 本年収入額	125円
(2) 支出総額	566,014円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	125円

10万円未満の収入	125円
合 計	125円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	525円
ア) 事務所費	525円
イ 政治活動費	565,489円
イ) 寄附・交付金	565,489円
合 計	566,014円

政治団体の名称 大庭隆昭後援会

報告年月日 平成25年 2 月 1 日

（平成22年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 今村東郷後援会

報告年月日 平成25年 2 月 5 日

（平成24年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	544,238円
ア 前年繰越額	539,475円
イ 本年収入額	4,763円
(2) 支出総額	70,980円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	4,725円
ア) 寄附（内訳別掲）	4,725円
c 政治団体からの寄附	4,725円
カ その他の収入	38円
10万円未満の収入	38円
合 計	4,763円

ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>	(2) 支出総額	<u>0円</u>
政治団体の名称	向輝会	政治団体の名称	河野順後援会
報告年月日	平成25年3月21日	報告年月日	平成25年3月27日
(平成24年分)		(平成24年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	<u>54,339円</u>	(1) 収入総額	<u>57,192円</u>
ア 前年繰越額	54,339円	ア 前年繰越額	57,192円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>54,339円</u>	(2) 支出総額	<u>0円</u>
2 収入・支出の内訳			
(2) 支出の内訳		政治団体の名称	国民の生活が第一宮崎県総支部連合会
ア 経常経費	<u>54,339円</u>	報告年月日	平成25年3月29日
ア) 人件費	50,000円	(平成24年分)	
イ) 事務所費	4,339円	1 収入・支出の総額	
合 計	<u>54,339円</u>	(1) 収入総額	<u>500,000円</u>
(平成25年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年収入額	500,000円
(1) 収入総額	<u>0円</u>	(2) 支出総額	<u>286,313円</u>
ア 前年繰越額	0円	2 収入・支出の内訳	
イ 本年収入額	0円	(1) 収入の内訳	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	イ 寄附	<u>500,000円</u>
政治団体の名称	輝く日向をつくる会	ア) 寄附 (内訳別掲)	<u>500,000円</u>
報告年月日	平成25年3月21日	イ) 政治団体からの寄附	500,000円
(平成24年分)		合 計	<u>500,000円</u>
1 収入・支出の総額		[寄附の内訳]	
(1) 収入総額	<u>164,180円</u>	ウ 政治団体からの寄附	
ア 前年繰越額	164,180円	国民の生活が第一宮崎県参議院選挙区第1総支部	
イ 本年収入額	0円	小 計	<u>500,000円</u>
(2) 支出総額	<u>164,180円</u>	(2) 支出の内訳	
2 収入・支出の内訳		ア 経常経費	<u>237,313円</u>
(2) 支出の内訳		イ) 備品・消耗品費	42,420円
ア 経常経費	<u>164,180円</u>	イ) 事務所費	194,893円
ア) 人件費	100,000円	イ 政治活動費	<u>49,000円</u>
イ) 光熱水費	20,000円	ア) 組織活動費	49,000円
イ) 事務所費	44,180円	合 計	<u>286,313円</u>
合 計	<u>164,180円</u>	(平成25年分)	
(平成25年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	<u>213,704円</u>
(1) 収入総額	<u>0円</u>	ア 前年繰越額	213,687円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	17円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	<u>213,704円</u>
(2) 支出総額	<u>0円</u>	2 収入・支出の内訳	
政治団体の名称	中村まもる後援会	(1) 収入の内訳	
報告年月日	平成25年3月26日	カ その他の収入	<u>17円</u>
(平成24年分)		10万円未満の収入	17円
1 収入・支出の総額		合 計	<u>17円</u>
(1) 収入総額	<u>0円</u>	(2) 支出の内訳	
政治団体の名称	中村まもる後援会	ア 経常経費	<u>92,207円</u>
報告年月日	平成25年3月26日	イ) 事務所費	92,207円
(平成24年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		

イ 政治活動費	121,497円	イ 寄附	1,598,143円
(オ) 寄附・交付金	121,497円	(ア) 寄附 (内訳別掲)	1,598,143円
合 計	213,704円	a 個人からの寄附	1,476,663円
政治団体の名称	国民の生活が第一宮崎県参議院選挙区第 1 総支部	c 政治団体からの寄附	121,480円
報告年月日	平成25年 3 月29日	エ 借入金	511,027円
(平成24年分)		(ア) 外山 斎	511,027円
1 収入・支出の総額		カ その他の収入	60,070円
(1) 収入総額	14,526,101円	10万円未満の収入	60,070円
ア 前年繰越額	0円	合 計	2,169,240円
イ 本年收入額	14,526,101円	[寄附の内訳]	
(2) 支出総額	14,201,762円	ア 個人からの寄附	
2 収入・支出の内訳		外山 斎	1,476,663円 宮崎県宮崎市
(1) 収入の内訳		小 計	1,476,663円
イ 寄附	3,000,000円	ウ 政治団体からの寄附	
(ア) 寄附 (内訳別掲)	3,000,000円	国民の生活が第一宮崎県総支部連合会	
a 個人からの寄附	3,000,000円	121,480円 宮崎県宮崎市	
エ 借入金	8,166,095円	小 計	121,480円
(ア) 外山 斎	8,166,095円	(2) 支出の内訳	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,240,000円	ア 経常経費	2,493,579円
(ア) 国民の生活が第一党本部	3,240,000円	(ア) 人件費	2,064,979円
カ その他の収入	120,006円	(イ) 光熱水費	25,478円
10万円未満の収入	120,006円	(ウ) 備品・消耗品費	68,070円
合 計	14,526,101円	(エ) 事務所費	335,052円
[寄附の内訳]		合 計	2,493,579円
ア 個人からの寄附		3 資産等の内訳	
外山 斎	3,000,000円 宮崎県宮崎市	(12) 借入金	
小 計	3,000,000円	外山 斎	8,166,095円
(2) 支出の内訳		政治団体の名称	田邊貴博後援会
ア 経常経費	9,947,523円	報告年月日	平成25年 3 月29日
(ア) 人件費	5,770,323円	(平成24年分)	
(イ) 光熱水費	135,621円	1 収入・支出の総額	
(ウ) 備品・消耗品費	1,565,733円	(1) 収入総額	0円
(エ) 事務所費	2,475,846円	ア 前年繰越額	0円
イ 政治活動費	4,254,239円	イ 本年收入額	0円
(ア) 組織活動費	1,355,224円	(2) 支出総額	0円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,399,015円	(平成25年分)	
b 宣伝事業費	2,399,015円	1 収入・支出の総額	
(オ) 寄附・交付金	500,000円	(1) 収入総額	0円
合 計	14,201,762円	ア 前年繰越額	0円
3 資産等の内訳		イ 本年收入額	0円
(12) 借入金		(2) 支出総額	0円
外山 斎	8,166,095円	政治団体の名称	新しい都農をつくる会
(平成25年分)		報告年月日	平成25年 3 月29日
1 収入・支出の総額		(平成24年分)	
(1) 収入総額	2,493,579円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	324,339円	(1) 収入総額	0円
イ 本年收入額	2,169,240円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	2,493,579円	イ 本年收入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	0円
(1) 収入の内訳		政治団体の名称	松岡のおひろを支える会

報告年月日 平成25年 3 月29日
(平成24年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	131,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	131,000円
(2) 支出総額	131,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	131,000円
ア 寄附 (内訳別掲)	131,000円
a 個人からの寄附	131,000円
合 計	131,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
松岡 信博	131,000円		宮崎県高鍋町
小 計	131,000円		

(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	131,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	131,000円
b 宣伝事業費	131,000円
合 計	131,000円

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
日 高 博 之	県議会議員	日高ひろゆき後援会	日向市大字日知屋 15589	日 高 博 之	平成25年 2 月13日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
長 峯 誠	参議院議員	未来総合研究会	公 職 の 種 類	参 議 院 議 員	都 城 市 長	平成25年 2 月 8 日
外 山 斎	衆議院議員	いつきの会	公 職 の 種 類	衆 議 院 議 員	参 議 院 議 員	平成25年 2 月22日

3 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
今 村 東 郷	国富町議会議員	今村東郷後援会	東諸県郡国富町大字八代南俣 3848-1	今 村 東 郷	平成25年 2 月 5 日
上 原 勇	日向市長	向輝会	日向市原町 3 丁目 5 番13号	上 原 勇	平成25年 3 月21日

4 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
渡 部 義 男	宮崎市議会議員	岩井はじめ後援会	宮崎市船塚 1 丁目 110番地	平成25年 3 月11日

備考 岩井はじめ後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は岩井

イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 かわぐち吉弘後援会

報告年月日 平成25年 3 月29日

(平成24年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び届出事項の異動並びに指定取消等の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

一である。

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成22年分の収支報告書について自由民主党宮崎市支部の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

（平成22年分）

別冊 政党の部 4 借入金の内訳の表中

自由民主党宮崎市支部	岩元サチ子	214,000
------------	-------	---------

を

自由民主党宮崎市支部	岩元サチ子	20,000
	大村嘉一郎	134,000
	白木潤	20,000
	関潤一朗	20,000
	高倉奨	20,000

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成23年分の収支報告書について自由民主党佐土原支部の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

（平成23年分）

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党佐土原支部	H24. 2. 7	1,265,544	865,749	399,795	684,730	580,814	355,200	418	0	0					
0	0	0	0	44,500	95	0	0	23,625	0	23,625	661,105	0	0	0	0
0	0	0	0	661,105	0										

を

自由民主党佐土原支部	H24. 2. 7	1,275,544	865,749	409,795	684,730	590,814	355,200	418	0	0					
0	0	0	0	54,500	95	0	0	23,625	0	23,625	661,105	0	0	0	0
0	0	0	0	661,105	0										

に改める。

別冊 政党の部 5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳の表中

自由民主党佐土原支部	自由民主党宮崎県支部連合会	44,500
------------	---------------	--------

を

自由民主党佐土原支部	自由民主党宮崎県支部連合会	54,500
------------	---------------	--------

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成23年分の収支報告書についていつきの会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

「	いつきの会	H24. 5 . 23	7, 123, 246	2, 539, 149	4, 584, 097	6, 651, 479	471, 767	0	0	0	0
	500, 000	500, 000	1, 584, 000	2, 500, 000	0	97	3, 258, 302	21, 849	20, 599	499, 827	3, 800, 577
	760, 573	0	0	97, 650	992, 679	0	0	1, 000, 000	0	2, 850, 902	0

を

「	いつきの会	H24. 5 . 23	7, 126, 246	2, 539, 149	4, 587, 097	6, 651, 479	474, 767	0	0	0	0
	500, 000	500, 000	1, 587, 000	2, 500, 000	0	97	3, 258, 302	21, 849	20, 599	499, 827	3, 800, 577
	760, 573	0	0	97, 650	992, 679	0	0	1, 000, 000	0	2, 850, 902	0

に改める。

別冊 その他の政治団体の部 3 事業収入の内訳の表中

「	いつきの会	政治資金パーティー開催事業	1, 584, 000	」
---	-------	---------------	-------------	---

を

「	いつきの会	政治資金パーティー開催事業	1, 587, 000	」
---	-------	---------------	-------------	---

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成23年分の収支報告書についてははやせけんいち後援会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成25年10月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

「	はやせけんいち後援会	H24. 2 . 23	3, 894, 127	344, 051	3, 550, 076	3, 616, 215	277, 912	0	0	0	0
	3, 550, 000	3, 550, 000	0	0	0	76	0	113, 076	137, 493	1, 181, 835	1, 432, 404
	1, 044, 360	0	0	0	1, 000, 000	139, 451	2, 183, 811	0			

を

「	はやせけんいち後援会	H24. 2 . 23	3, 894, 173	344, 051	3, 550, 122	3, 616, 215	277, 958	0	0	0	0
	3, 550, 000	3, 550, 000	0	0	0	122	0	113, 076	137, 493	1, 181, 835	1, 432, 404
	1, 044, 360	0	0	0	1, 000, 000	139, 451	2, 183, 811	0			

に改める。